

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和３年文部科学省告示第１７号）第６条第１項第４号の規定に基づき、大学等連携推進法人として認定した次の一般社団法人について、その大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名を次のように変更する旨の届出があったので、同規程第５条第１項の規定に基づき公示する。

令和６年１１月２８日

文部科学大臣 阿部 俊子

一般社団法人名	大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名		(参考) 大学等連携推進業務 の区分	変更年月日
	変更後	変更前		
一般社団法人 学修評価・教育開 発協議会	別紙のとおり	別紙のとおり	連携開設科目 共同教育課程 その他	令和６年８月５日

大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名	
変更後	変更前
学校法人濱名山手学院（関西国際大学） 学校法人北陸学院（北陸学院大学） 学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学） 学校法人宮崎学園（宮崎国際大学） 学校法人富山国際学園（富山国際大学） 学校法人札幌国際大学（札幌国際大学） 学校法人創価大学（創価大学）	学校法人濱名山手学院（関西国際大学） 学校法人北陸学院（北陸学院大学） 学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学） 学校法人宮崎学園（宮崎国際大学） 学校法人富山国際学園（富山国際大学）